

# 令和4年 秋の全国交通安全運動

運動期間 9月21日(水)～9月30日(金) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金)

## 実施要綱

運動の目的

広く県民に交通安全思想・交通ルール・正しいマナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底

スローガン

年間スローガン 「大丈夫！」 自己の過信が 事故招く  
サブスローガン 薄暮から 命のたすき 反射材

## 運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

### 運動重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

#### 【運転者は】

- 横断歩道等は歩行者等が優先であることを再認識し、横断しようとする歩行者等がいるときは、必ず停止して進路を譲る。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、子供を保護する意識を持ち、安全な速度で通行する。

#### 【歩行者は】

- 道路を横断するときは、信号機や横断歩道のある場所を利用し、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しながら横断する。
- 夕暮れ時や夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るく目立つ色の服や反射材等を着用する。

#### 【子供は】

- 飛び出しや走行車両の直前・直後横断等はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端や防護柵の内側など、より安全な場所で待つ。

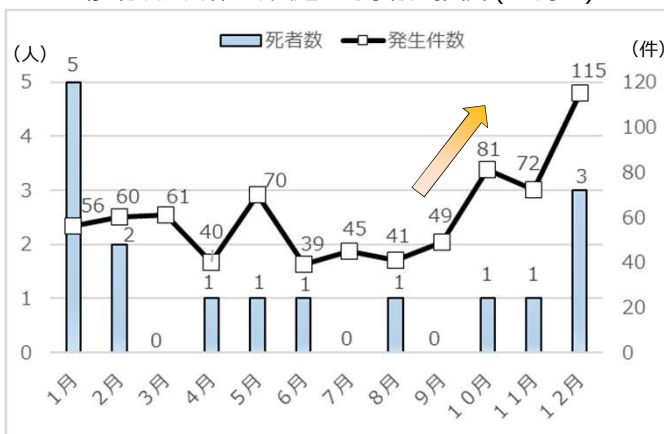
#### 【高齢者は】

- 道路を横断するときは、特に、左側から来る車に注意する。
- 加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を積極的に受講する。

#### 【保育所・幼稚園・学校・職場等では】

- 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。

〈歩行者の関係する交通人身事故の推移〉(R3月別)



\* 昨年は、9月から歩行者の関係する事故が増加傾向。



## 運動重点② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

### 【運転者は】

- 日没時間が早まることから、早めにライトを点灯する。
- 夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用し、歩行者等の早期発見に努める。
- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努める。
- 運転しながらのスマートフォン等の注視・通話は、重大な交通事故につながるから絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用を徹底する。また、幼児・児童を同乗させるときは、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。

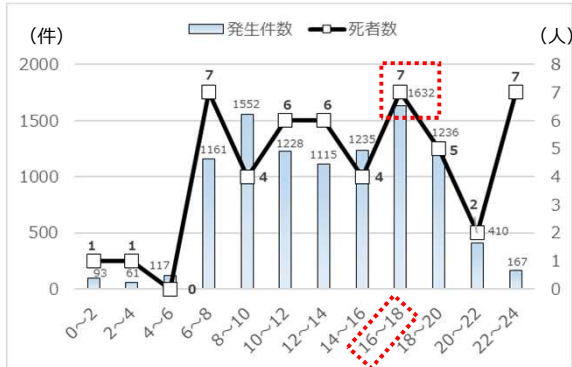
### 【高齢運転者は】

- 運転適性検査や高齢者講習などで加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー)の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。
- 身体機能の変化等により、安全運転に不安を感じた場合は、安全運転相談ダイヤル(#8080)を利用し、運転免許証の自主返納や、サポーター限定免許への切替えを検討する。

### 【家庭・地域・職場では】

- 地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進する。
- 交通事故や妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の悪質・危険な運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダーの設置に努める。

〈時間別交通人身事故の推移〉(R3)



\* 16~18時に、発生件数・死者数いずれも多い

飲酒運転には厳しい処分が!

<p style="background-color: orange; color: white; font-weight: bold; padding: 2px;">酒酔い運転</p>  <p style="font-size: small;">無条件で……</p> <p style="font-weight: bold; color: red;">35点 欠格期間3年 免許取消し</p>	<p style="background-color: orange; color: white; font-weight: bold; padding: 2px;">酒気帯び運転</p>  <table style="font-size: x-small; width: 100%;"> <tr> <td>呼吸中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上</td> <td>呼吸中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満</td> </tr> </table> <p style="font-weight: bold; color: red;">25点 欠格期間2年 免許取消し</p> <p style="font-weight: bold; color: red;">13点 免許停止 90日</p>	呼吸中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上	呼吸中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満
呼吸中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上	呼吸中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満		
<p style="background-color: red; color: white; font-weight: bold; padding: 2px;">欠格期間の上限は10年!</p>			
<p>酒酔い運転をした場合 3年</p> <p>死亡事故を起こした場合 7年</p> <p>ひき逃げをした場合 10年</p>			

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合  
※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

## 運動重点③ 自転車の交通ルール遵守の徹底

### 【自転車利用者は】

- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入するとともに、事故時の被害軽減のため、自転車用ヘルメットの着用を努める。
- 自転車は車両であると再認識し、自転車の交通ルール(信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、歩道は車道寄りを徐行すること、夜間は前照灯を点灯することなど)を守って運転する。
- 夕暮れ時の早めの灯火点灯と、反射材用品等の取付けにより、自転車の被視認性の向上に努める。
- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。

### 【家庭・学校・職場では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの遵守を徹底する。
- 群馬県交通安全条例に基づき、保護者は、未成年者が自転車を利用するときは、自転車用ヘルメットを着用させる。
- 幼児を幼児用座席に乗車させるときは、シートベルトを着用させる。
- 乗車用ヘルメットの必要性和安全性についての理解を促すための指導や教育を行う。
- 群馬県交通安全条例に基づき、通学に自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するように努める。
- 自転車を利用した配達業務中等の交通事故を防止するため、従業員等に対する交通ルール遵守の呼び掛けを推進する。

### 【自転車販売店は】

- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するように努める。

車道は、左側を通行  
右側通行は禁止



原則は車道通行!

普通自転車が歩道を通行できるのは

- ① 道路標識や道路標示で指定された場合
- ② 運転者が
  - ・13歳未満の子供
  - ・70歳以上の高齢者
  - ・身体の不自由な方
- ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)